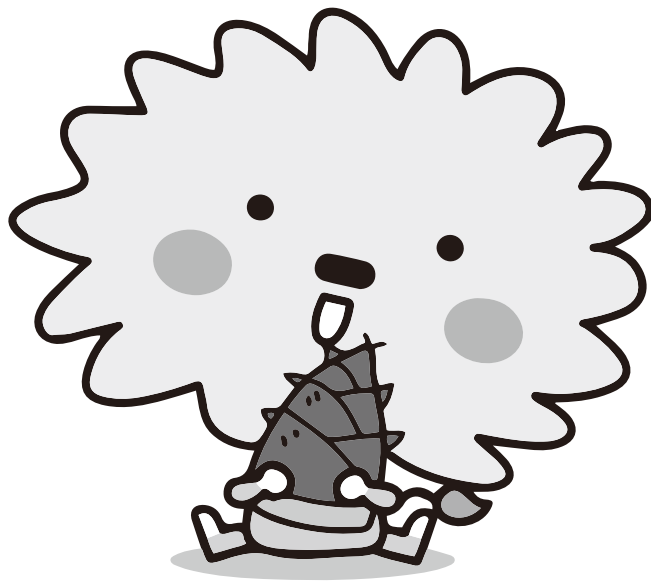


令和7年度

保育所等入所申込みのてびき



阿南市こども保育課



目 次

○ 保育所とは……………	1
○ 申請の流れ……………	1 ～ 2
1 入所申込みの受付期間等	
2 入所等までの流れ	
○ 入所申込みができる要件……………	2 ～ 3
○ 子どものための教育・保育給付認定について……………	3 ～ 6
1 認定区分について	
2 保育認定の要件・有効期間	
3 保育必要量（2号認定、3号認定）利用時間・延長保育について	
○ 入所申込みに必要なもの（すべての申請者に必要な書類）……………	7 ～ 8
○ 入所申込みについての注意事項……………	9
1 申込書記入上の注意点	
2 押印のない書類に関するお願い・ご注意について	
○ その他の必要な書類（一部の申請者に必要な書類）……………	10 ～ 12
1 住民票のある市区町村以外の保育所等を利用する場合	
2 阿南市に引っ越し（転入）予定の方が、阿南市内の保育所等の利用を申込み場合	
3 阿南市外に引っ越し（転出）予定の場合	
4 ひとり親世帯である場合	
○ 保育料等の負担軽減について……………	12
○ 入所（園）後について……………	13
1 慣らし保育について	
2 保育所等の転所（園）について	
3 保育所等の退所（園）について	
4 土曜日の保育についてのお願い	
○ 世帯状況・申請内容に変更があった場合……………	14
○ 記入例（申込書）……………	15
○ 保育所（園）・認定こども園・小規模保育事業所一覧表……………	16 ～ 19
○ 保育所等の所在地……………	20



保育所とは



保育所とは保護者のみなさんが、いろいろな事情のためにお子さんの保育をすることができないような状態にあるとき、保護者に代わりお子さんの健全な心身の発達を図ることを目的に保育を行う施設です。

このてびき中、保育所等とは、保育所（園）のほか、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業所が含まれます。民間の認可外保育施設については、各施設へお問い合わせください。



申請の流れ



1 入所申込みの受付期間等

申込み対象者	
保育所等及び公立の認定こども園短時部（18ページ参考）に入所を希望する方 認定こども園短時部から保育所部分へ切り替える方 （私立認定こども園短時部の申請については、各施設へお問い合わせください。）	
入所希望の時期	受付期間
令和7年4月1日入所	令和6年12月2日(月)から令和6年12月10日(火)まで ※上記期間以降も令和7年3月14日(金)までは、4月入所の申込みができますが、 <u>令和6年12月10日(火)までに申込みされた方を先に利用調整します。</u>
令和7年度途中入所	入所希望する月の前月15日まで （15日が土曜日、日曜日、祝日、振替休日の場合は、直前の平日まで。）
申請の受付場所・時間	
第1希望の保育所等又はこども保育課（市役所1階）	月～金、午前8時30分～午後5時
入所決定	
4月入所 令和7年2月下旬～同年3月中旬	途中入所 入所希望月の前月下旬
申請に係る注意事項	
・保育所等への入所は毎月1日からとなります（月途中からの入所不可）。 ・入所申込書の提出順に入所できるわけではありません。 ・阿南市に住民票のある方で、阿南市外の保育所等の利用を申込み場合の受付場所は、こども保育課となります。 ・阿南市外に住民票のある方で阿南市内の保育所等の利用を申込み場合は、住民票がある市区町村の保育所等入所担当課で申請してください。 ・年度途中の各保育所等の空き状況については、阿南市ホームページ及びこども保育課で毎月5日前後に公開しています。（4月入所の空き状況は公開していません。）	

2 入所等までの流れ

① 令和7年4月1日入所



② 年度途中入所



③ 入所保留（待機）



※ 利用調整の結果、保育所等に入れず、入所保留となり、同じ保育所等を希望の場合、年度末まで継続して利用調整を行いますので、再提出していただく書類はありません。

※ 入所保留中に希望保育所等の変更をしたい場合は、こども保育課窓口で「保育所等入所変更届」をご記入ください。

※ 入所保留中は、入所可能となるまで連絡がありませんので、入所についてご不明な場合は、こども保育課までご連絡ください。



入所申込みができる要件



保育所等へ入所申込みができるのは、保護者が阿南市に住居し、住民登録（外国人を含む）されている家庭で、保護者のいずれもが次の各号に該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合です。

【認定要件】

- (1) 居宅内外で1か月48時間以上就労していること。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (3) 病気やけが又は心身の障がい有していること。
- (4) 同居又は長期入院等している親族を介護・看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災又はその他の災害復旧にあたっていること。
- (6) 求職活動中であること（入所期間は3か月を限度とします。）。
- (7) 就学していること。
- (8) 虐待やDVのおそれがあること。
- (9) 育児休業取得時に、既に保育所等を利用している児童がいて、継続利用が必要な事由があること。
- (10) その他、上記に類すると市長が認める状態にあること。

※ 入所を希望する児童に心身の障がいがあると思われる場合は、受け入れ体制等を考慮する必要があります。申込みの時に必ずお申し出ください。

※ 「集団教育に慣れさせたい」「遊ぶ場所づくり」というような理由だけでは入所できません。幼稚園、認定こども園短時部及び各園の開放保育・園庭開放をご利用ください。

上記「保育所等へ入所申込みができる要件」により申込みされても、次のような場合には入所できないことがあります。あらかじめご承知ください。

- (1) 申込内容に虚偽があった場合。
- (2) 希望者が多数いるため、定員や保育士数等に余裕が無い場合。
(第2希望、第3希望の保育所等に入所決定する場合もあります。)
- (3) 保育所等へ入所できる要件の該当理由により、保育の実施期間の希望に添えない場合。



子どものための教育・保育給付認定について



1 認定区分について

保育所等での保育を希望される場合、保育の利用の必要性の認定を受けていただきます。

保育の利用の必要性の認定は、保護者のみなさん方から申請していただくこととなりますが、阿南市では、保育の必要性の認定書類と保育所等入所申込書を1つにまとめているので、別に申請していただく必要はありません。

申請に基づき、市が下記の3つの認定区分により、審査・認定を行い、支給認定決定通知書を発行します。

認定区分	対象児童	利用可能施設
1号認定	満3歳（※）以上で幼稚園等での教育を希望 （※公立認定こども園短時部は4歳児から）	幼稚園、認定こども園短時部
2号認定	満3歳 <u>以上</u> で保護者の就労や疾病等の事由により、 保育所等での保育を希望	保育所（園）、認定こども園
3号認定	満3歳未 <u>満</u> で保護者の就労や疾病等の事由により、 保育所等での保育を希望	保育所（園）、小規模保育事業所、 認定こども園

※ 阿南市では原則、支給認定決定通知書により認定内容を通知するため、支給認定証の交付は行いません。支給認定証の交付を希望される場合は、「支給認定証交付申請書」により申請してください。

※ 阿南市外へ転出される場合は、阿南市での支給認定を解除し、転出先の市町村で再認定が必要となります。（阿南市内の施設を引き続き利用する場合においても、必要です。）（11 ページ 3(1)参考）

転出日によっては手続きの都合上、保育所等の利用に不都合が生じることがあるため、速やかに入所施設及びこども保育課へ申し出てください。

2 保育認定の要件・有効期間

【認定要件】 (保育を必要とする事由)	認定の有効期間	
	2号認定	3号認定
就労（注1）	小学校就学前まで ※更新のない有期契約での就労の場合や、 疾病の療養見込期間等がある場合には、その期間のみ認定	満3歳に達するまで (3→2号の切り替えは手続き不要)
疾病・障がい		
介護・看護		
災害復旧		
虐待・DV		
その他		
妊娠・出産（注2）	出産予定日から8週前の期間中の1日を含む月初から、出産（予定）日の翌日から8週後の日が含まれる月の月末まで	
求職活動	認定開始日から90日後の日が含まれる月の月末まで	
就学	卒業・修了予定日を含む月末まで	
育児休業（注3）	育児休業の取得期間まで（ただし、育児休業の対象となる児童が満1歳に達する日の属する月末までを限度）	

（注1） 育児休業からの復職日

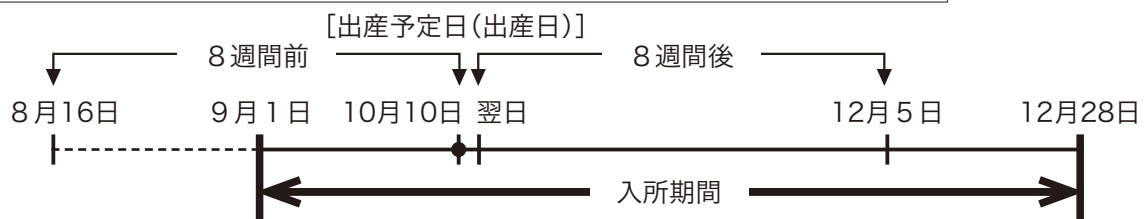
入所月の翌月の15日目（日、土、祝日、振替休日、年末年始を除く）までに復職ください。令和7年度の各月の復帰日は次のとおりです。

入所月	復帰日	入所月	復帰日
4月	5月23日まで	10月	11月25日まで
5月	6月20日まで	11月	12月19日まで
6月	7月22日まで	12月	1月26日まで
7月	8月22日まで	1月	2月24日まで
8月	9月22日まで	2月	3月23日まで
9月	10月22日まで	3月	4月21日まで

（注2） 妊娠・出産の認定について

妊娠・出産での入所は、出産前は出産予定日から8週間前の期間中の1日を含む月から、出産後は出産日の翌日から8週間後の日が含まれる月の末日までの入所となります。（※保育所は毎月1日からの入所となります）

例) 10月10日が出産(予定)日の場合、9月1日から12月28日まで入所可能です。



- 就労等その他の理由による認定を受けているときであっても、保護者が妊娠・出産した場合、上記期間中は、妊娠・出産の認定となります。
- 妊娠・出産認定終了後も継続して保育が必要な場合は、14ページ記載の保育必要性認定の変更申請が必要です。妊娠・出産認定終了月末日までに、教育・保育認定変更申請書及び保育必要性認定書類を提出してください。
- 入所申込児童の世帯に、妊娠・出産認定の終了により退所した子がいる場合は、入所申込時に妊娠・出産認定終了により退所した旨をお伝えください。

(注3) 育児休業中の継続利用について

阿南市においては、育児休業中をもって保育が必要な要件と認めていませんが、次の④項目を全て満たす場合は、出産認定終了後も育児休業に係る子ども（＝下の子）が1歳の誕生日を含む月末まで、現在の施設を利用することができます。※1
また、育児休業に係る子ども（＝下の子）が1歳になる年度において、継続入所中の子ども（＝上の子）が5歳児である場合は、継続して保育所等を利用することができます。

【育児休業認定要件】

- ① 保護者が育児休業を取得し、育児休業中も就労先との雇用契約が継続しており、育児休業終了後に復職することが決まっていること
- ② 小学校を控えているなど、児童の発達上環境変化に留意する必要があること
- ③ 保護者の出産日の2か月より前から現在の施設を継続して利用していること
- ④ 出産認定終了後も引き続き現在の施設を利用すること ※2

※1 育児休業に係る子どもが1歳の誕生日において、保育所等への入所申請をしているにもかかわらず、入所できない場合は、6カ月の育児休業延長により、最長2歳の誕生日を含む月末まで、継続入所中の子どもは、保育を継続利用できます。ただし、育児休業に係る子どもの入所申込みをする場合は、第1希望から第3希望まで記入する必要があります。

※2 年齢到達により卒園する場合を除く。

3 保育必要量（2号認定、3号認定）・利用時間・延長保育について

(1) 保育必要量

2号認定、3号認定を受ける方は、保育の必要量によって、次のいずれかの保育時間になります。(16、17ページ参考)

保育の必要量	利用時間	認定要件
保育標準時間	最大11時間	就労（介護、看護、就学）時間が月120時間以上 妊娠・出産、疾病・障がいなど
保育短時間	最大8時間	就労（介護、看護、就学）時間が月48時間以上120時間未満、 求職活動中、育児休業取得時の継続利用

※ 保育短時間に該当するときでも、勤務等の開始時間又は終了時間により保育標準時間の利用が可能になる場合があります。

(2) 利用時間

	保育標準時間(最長 11 時間)		延長保育 A
←	通常の保育料に含まれる範囲		延長保育料 (別途必要)
8:30		16:30	
延長保育 B	保育短時間(最長 8 時間)		延長保育 C 延長保育 A
延長保育料 (別途必要)	通常の保育料に含まれる範囲		延長保育料 (別途必要) 延長保育料 (別途必要)

※ 保育標準時間認定で7時30分から8時30分までの間及び17時15分から18時までの間の保育を希望する場合には、事前に保育所等にご相談ください。

(3) 延長保育

保育必要量の認定区分を超えて延長保育を利用する場合、別途延長保育料が必要になります。

①保育標準時間を超えて利用する場合（＝延長保育 A）

曜日	実施施設	延長保育時間	延長保育料
月～金	宝田こどもセンター 橘こどもセンター	18時00分～19時00分	登録料1,000円(年1回) 延長保育料200円(1日につき)

②保育短時間を超えて利用する場合（＝延長保育 B、C）

曜日	実施施設	延長保育時間	延長保育料
月～金	延長保育 A 実施施設以外 公立保育所・認定こども園	7時30分～8時30分	延長保育料200円(1日につき)
		16時30分～18時00分	

※ 私立保育園、私立認定こども園、私立小規模保育事業所の延長保育については、施設ごとに実施時間帯、料金が異なります。入園を希望する施設にお問い合わせください。



入所申込みに必要なもの（すべての申請者に必要な書類）



申込締切日時点において提出されている書類をもとに利用調整します。

必要な書類が提出できていないときは、入所の承諾をできない場合があります。

☐ 保育所等入所申込書（兼子どものための教育保育給付認定申請書兼現況届）

申込児童 1 人につき 1 枚（配布場所：保育所等、こども保育課）

☐ 児童票 I

申込児童 1 人につき 1 枚（配布場所：保育所等、こども保育課）

☐ 保育必要性認定書類

児童の父母それぞれについて、保育必要理由に応じた書類が必要です。下記の表をご確認ください。保護者が父母以外の場合も同様に書類の添付が必要です。

1 号認定を希望する場合、保育必要性認定書類の添付は不要です。

認定事由	必要書類	チェック欄	
		父	母
就労	◆就労証明書（証明日が直近 3 か月以内のもの） ※自営業・内職の方は、開業届や収入が分かる書類が必要	☐	☐
妊娠・出産	◆母子手帳の写し（母の氏名、出産予定日の記入があるページ）	☐	☐
疾病・障がい	◆疾病、介護、看護状況申告書 ※障害者手帳の写し、医師の診断書など	☐	☐
介護・看護	◆疾病、介護、看護状況申告書 ◆介護、看護状況申告書（追加書類）	☐	☐
求職活動	◆求職活動状況申告書（ハローワークカードの写し等あれば添付）	☐	☐
就学	◆在学証明書（在学期間・受講時間帯の記載がない場合はカリキュラムを添付）	☐	☐
虐待・DV	◆保護証明、県こども女性相談センター等の証明書など	☐	☐
育児休業	◆就労証明書（証明日が直近 3 か月以内のもの） ※「育児休業」・「復職（予定）年月日」の各欄への記載が必要 ◆育児休業に係る保育所等の継続利用申立書	☐	☐
その他	◆認定を必要とすることを証明する書類	☐	☐

- ※ 複数児童の申請をする場合は、1部原本があれば、他の申請児童はコピーで代用可能です。
- ※ 上記以外にも保育の必要性の認定のため必要書類の提出をお願いする場合があります。
- ※ 求職中の場合は、勤務先が内定後、速やかに就労証明書を提出してください。
- ※ 阿南市内の認可保育所等（16～17ページ内の施設）で、就労中又は就労予定の方は、入所申込時にお申し出ください。

□ **個人番号確認書類、本人確認書類、委任状（申込みのときに持ってきてください。）**

(1) 保護者本人が申込みに来时

- ① 保護者本人の個人番号及び本人確認ができる書類が必要です。
- ② 保護者以外の世帯員の番号は、誤りのないよう事前にご記入をお願いします。

(2) 代理人（保護者氏名欄に記入された人以外）が申込みに来时

例：保護者氏名欄が児童の父で、申込みに来られる方が母、祖父母、知人の場合など。

- ① 委任状が必要です。
- ② 代理人の方は、代理人自身の本人確認ができる書類が必要です。
- ③ 保護者の個人番号が確認できる書類を持ってきてください。

※ 代理人が申込みに来时のみ、保護者の個人番号が確認できる書類はコピーでも大丈夫です。個人番号カード、通知カードの場合は、カードの両面をコピーしたものを持ってきてください。

◆**個人番号が確認できる書類（いずれか1つ）**

- ・ 個人番号カード
- ・ 個人番号入りの住民票
- ・ 通知カード（※最新の住所、氏名が記載されているもの）

◆**本人確認ができる書類**

- ① 写真表示のあるもの（いずれか1つ）
個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、住民基本台帳カードなど
- ② 写真表示のないもの（いずれかのうち2つ必要）
年金手帳、児童扶養手当証書、医療費受給者証など

※ **通知カードについて**

法律の改正により、通知カードは令和2年5月25日に廃止されました。

廃止後は、お持ちのカードに最新の住所、氏名が記載されている場合に限り、引き続き個人番号を証明する書類として使えます。

届け出いただいた個人番号は、子ども・子育て支援法による「子どものための教育・保育給付の支給に関する事務」にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。



入所申込みについての注意事項



1 申込書記入上の注意点

- (1) 保育所等入所申込書は、黒ボールペンで記入してください。(消せるペンは不可)
- (2) 記入内容を訂正される場合は、訂正箇所にも二重線をひき、書き直してください。修正テープ等は使わないようお願いいたします。
- (3) 申込書は、入所を希望する児童につき1枚使用してください。重複申込み(申込書を2か所以上の保育所等に提出する)はできません。ただし、幼稚園、私立認定こども園短時部については併願できます。
- (4) 「児童の世帯員」の欄は、同居者全員を記入してください。児童の父母兄弟姉妹は別居の場合でも記入してください。
- (5) 「保育の利用を必要とする理由」の欄は、認定要件(2ページ)の欄をよく読み児童の保育を必要とする理由に○をつけてください。
- (6) 入所児童や世帯員の年齢は令和7年4月1日現在の年齢で記入してください。

2 押印のない書類に関するお願い・ご注意について

押印のない就労証明書等に関するお願い

申請に必要な書類については、行政手続等における市民の負担を軽減し、利便性の向上を図ることを目的として、押印不要としています。

このことから、就労証明書等への会社等の押印は必要ありませんが、内容の正確性を確保するため、その記載内容に不明な点がある場合は、こども保育課から事業所等に内容確認を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。



その他の必要な書類（一部の申請者に必要な書類）



次の世帯状況に当てはまる方は、次の必要書類を申請書と併せて提出してください。

1 住民票のある市区町村以外の保育所等を利用する場合

(1) 阿南市外に住民票のある方が、阿南市内の保育所等の利用を申込みする場合

〔申込みができる方〕

- ① 里帰り出産をする場合
- ② 保護者の勤務地が阿南市にあり、住所地の保育所等では送迎に無理が生じる場合
- ③ 阿南市内に在住の祖父母等が保護者に代わり児童の送迎を行うにあたり、住所地の保育所等では送迎に無理が生じる場合
- ④ その他、やむを得ない事情がある場合

申込様式	住民票がある市区町村の様式
書類提出先	住民票がある市区町村の保育所等入所担当課
申込締切日	<u>入所希望月の前月15日までに阿南市こども保育課へ入所申込書類が届くよう、住民票のある区町村の保育施設入所担当課で余裕をもってお申込みください。</u>

※ 保育所等への入所は、阿南市内に在住の方（住民票がある方）が優先となります。

(2) 阿南市に住民票のある方が、阿南市外の保育所等の利用を希望される場合

次のことについて、事前に希望の保育所等がある市区町村にご確認ください。

- ① 市外在住者の入所申込みを受け付けているかどうか
- ② 希望保育所等の空き状況
- ③ 希望の保育所等がある市区町村の申込受付期間
- ④ その他、必要書類や入所申込みに関する注意事項

申込様式	阿南市の様式
書類提出先	阿南市こども保育課
申込締切日	希望保育所等がある市区町村が指定する締切日の1週間から10日前まで

2 阿南市に引っ越し（転入）予定の方が、阿南市内の保育所等の利用を申込み場合

入所申込み方法は、保育所等入所月と転入日により異なります。

(1) 入所（1日）までに阿南市へ住民票を異動させる場合

手続き先、様式、申請期限等	阿南市
---------------	-----

阿南市に住民票のある方と同様に1～9ページのとおりお申込みください。

(2) 入所後（2日）以降に阿南市へ住民票を異動させる場合

手続き先、様式、申請期限等	住民票がある市区町村の保育所等入所担当課
---------------	----------------------

入所後、転入の際に改めて手続きが必要となりますので、転入時期をお知らせください。

(例) “○月” から阿南市の保育所を利用する場合

○月（入所月）						
日	月	火	水	木	金	土
31	★ 1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

(1)入所月の1日までに転入

(2)入所月の2日以降に転入

3 阿南市外に引っ越し（転出）予定の場合

(1) 阿南市内の保育所等を引き続き利用

申込様式	転出先市区町村の様式
書類提出先	転出先市区町村の保育所等入所担当課
申込締切日	<u>入所希望月の前月15日までに阿南市こども保育課へ入所申込書類が届くよう、</u> 転出先の保育施設入所担当課で余裕をもってお申込みください。

(2) 転出先の保育所等を利用

申込様式	転出先市区町村の様式
書類提出先	転出先市区町村の保育所等入所担当課
申込締切日	各転出先市区町村の保育所等入所担当課にてご確認ください。

4 ひとり親世帯である場合

こども保育課へ戸籍謄本の提出が必要です。(但し、児童扶養手当の認定を受けている場合は省略可)

※ 離婚を前提に別居している場合は、離婚調停中であることがわかるものを提出してください。(裁判所等が発行)



保育料等の負担軽減について



1 保育料について

(1) 3～5歳児及び市区町村民税非課税世帯の0～2歳児の保育料について

幼児教育・保育無償化により、保育料は無料となります。

(2) 0～2歳児の保育料について

阿南市の単独事業により、保育料は無料となります。

(3) 延長保育料及び実費徴収について

市が定めた保育料以外に、延長保育料やその他の実費徴収などがあります。施設ごとに異なりますので各施設にお問い合わせください。

2 副食費について

(1) 3～5歳児について

幼児教育・保育無償化により保育料は無償となりますが、副食費（給食のおかず、おやつ、牛乳代など）は、一部免除対象者を除き徴収対象となっています。

しかしながら、阿南市では無償化の対象とならない方についても独自の補助金を整備し、国の施策である利用料の無償化に上乗せする形で、副食費についても補助することとしています（私立利用者は要申請）。

【対 象】 阿南市に住所を有する保護者

【補助上限】 月額 4,800円

(2) 0～2歳児について

これまでどおり保育料に含まれる取扱いとなります。

※ 他市に住民票のある方については、上記阿南市単独事業の対象から外れるため、保育料や副食費が発生する可能性があります。居住地の市町村入所担当課へお問い合わせください。



入所（園）後について



1 慣らし保育について

保育所等に通い始める児童は、保護者と離れて過ごすことや集団生活にとまどいや不安を持つことがあります。そのため、児童が保育所等での生活に無理なく慣れることを目的として行う保育が慣らし保育です。0～2歳児は4週間、3歳児以上では3週間を基本のスケジュールとしており、最初は1～2時間の保育から始め、給食、昼寝の実施へと徐々に時間を延ばしていきます。しかし、児童によって慣れ具合も違うので、個々の状態に合わせて、保育所と家庭とで相談しながら進めていきます。

なお、勤務等の関係などで短い時間の保育が不都合な場合には、各保育所等にご相談ください。

2 保育所等の転所（園）について

年度途中の転所（園）は、相当の理由が無い限り認められません。

転所（園）を希望する場合、年度当初（4月1日）の申請期間中に、転所（園）したい施設へ新規申請してください。なお、希望する施設へ入所できなかった場合、現在利用中の施設を引き続き利用できなくなる場合がありますのでご注意ください。

3 保育所等の退所（園）について

退所（園）する場合は、退所（園）する日の10日前までに「保育実施解除届出書」を入所中の保育所等へ提出してください。届出書は、各保育所等にあります。

また、保育の必要性の認定期間中に認定要件に該当しなくなった場合、里帰り出産及び疾病などで長期（概ね1か月）にわたり通所（園）しない場合は、認定失効及び保育の実施を解除することがあります。

4 土曜日の保育についてのお願い

労働基準法により、1週間の就労時間が40時間以下とされています。そのため市内の全保育所等においては、保育に支障を来さないよう十分配慮しながら、土曜日は職員が交替で休む勤務体制となっています。

保護者の皆様におかれましては、既に土曜休日を実施されている職場に父母のどちらかが勤務されているか、保護者に代わる大人が家庭にいる等、土曜日に家庭で保育ができるご家庭につきましては、お子さんとのふれあいをより一層深めるためにもご家庭での保育についてご協力をお願いいたします。



世帯状況・申請内容に変更があった場合



認定後に申請内容が変更となった場合（＝住所の変更や、家庭・就労状況の変更等があった場合）は、次の表に記載の証明書類等の添付書類と併せて、速やかに必ず提出してください。（証明書類等の様式は、阿南市ホームページこども保育課にてダウンロードできます。）

内容の変更		提出が必要な書類
住所 変更	父母のうちいずれか一方が住所変更	教育・保育給付認定に係る届出事項変更届
	保護者と児童が市外へ引っ越し	保育実施解除届出書
氏名変更		教育・保育給付認定に係る届出事項変更届
家族 構成 の変 更	保護者の婚姻 (事実婚を含みます)	教育・保育給付認定に係る届出事項変更届 (※婚姻相手の氏名、マイナンバー記載) 婚姻相手の「就労証明書」等、保育要件書類
	保護者の離婚	教育・保育給付認定に係る届出事項変更届 戸籍謄本（離婚成立後のもの）
	入所児童の兄姉が 保護者の扶養から外れた	教育・保育給付認定に係る届出事項変更届
	入所児童の兄姉が 幼稚園等を退園した	教育・保育給付認定に係る届出事項変更届
就労先・時間の変更 就労開始		◆就労証明書（証明日が直近3か月以内のもの） (※自営業・内職の方は、開業届や収入が分かる書類を後日提出)
妊娠・出産		◆母子手帳のコピー（母の氏名、出産予定日の記入があるページ）
育児休業の取得 (＝上の子の継続利用)		◆就労証明書（証明日が直近3か月以内のもの） ※「育児休業」・「復職(予定)年月日」の各欄への記載が必要 ◆育休に係る保育所継続利用申立書
育休明けで復職する		◆就労証明書（証明日が復職日以降のもの）
疾病・ 障がい	病気になった	◆疾病、介護、看護状況申告書
	障害者手帳等の交付	◆障害者手帳の写し、医師の診断書など
介護・看護をする		◆疾病、介護、看護状況申告書 ◆介護、看護状況申告書（追加書類）
求職活動（起業準備）をする		◆求職活動状況申告書（ハローワークカードの写し等を添付）
虐待・DV		◆保護証明、県こども女性相談センター等の証明書など
保護者が就学する		◆在学証明書（在学期間・受講時間帯の記載がない場合はカリキュラムを添付）

◆のついたものについては、「教育・保育給付認定変更申請書」と併せてご提出ください。

備付場所：こども保育課または各保育所等（提出場所について同様）

記入例（申込書）

様式第2号(第4条、第7条関係)

令和7年度
1 歳児

保育所等入所申込書 (兼子どものための教育・保育給付認定申請書兼現況届)

市受付印

阿南市長 殿 次のとおり、子ども・子育て支援法第20条第1項及び第22条に基づく、教育・保育給付の認定の申請及び現況の届出をします。なお、阿南市が入所申込児童の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報(同一世帯を含む)及び世帯情報を閲覧・調査すること、また、その情報に基づき決定した保育料(利用者負担額)についても施設等に対して提示することに同意します。

阿南市福祉事務所長 殿 次のとおり、保育所等への入所申込みをします。(申込日) 令和6年 1 2 月 1 日

保護者	フリガナ	アナン イチロウ	連絡先	① 090-1111-2222 ② 090-2222-3333 ③ 0884-22-1111	父・母・自宅 父・母・自宅 父・母・自宅
	氏名	阿南 一郎			
	住所	〒 774-8501 阿南市 富岡町 トノ町 1 2 番地 3 (入所希望日現在)			
申請児童	フリガナ	アナン タロウ	保護者との続柄	生 年 月 日	令和7年4月1日現在
	氏名	阿南 太郎	子	令和5年 4 月 2 日	1 歳
性 別	☒ 男 ☐ 女		個人番号(マイナンバー)	1 1 1 1 2 2 2 2 3 3 3 3	
申込時に入所中の場合	な し 保育所(園)・こどもセンター				

①世帯の状況(申請児童を除く、同居者全員記入。ただし、児童の父母兄弟姉妹は別居の場合でも記入。)

フリガナ 氏 名	児童との 続柄	性別	生年月日	年齢、勤務先、学校、保育所等 令和7年4月1日現在	同居 別居	個 人 番 号 (マイナンバー)
1 アナン イチロウ 阿南 一郎	父	☒ 男 ☐ 女	昭和 62年8月12日	37 歳 〇〇建設(株)	同居 別居	2222 3333 4444
2 ハナコ 花子	母	☒ 男 ☐ 女	昭和 63年7月31日	36 歳 △△スーパー本店	同居 別居	3333 4444 5555
3 アイコ 愛子	姉	☒ 男 ☐ 女	平成 26年5月6日	10 歳 4月～富岡小学校 5年生	同居 別居	4444 5555 6666 4444 5555 5555
4 タカシ 隆	兄	☒ 男 ☐ 女	令和 1年9月14日	5 歳 4月～富岡保育所 5歳児	同居 別居	5555 6666 7777
5 カスオ 一夫	祖父	☒ 男 ☐ 女	昭和 30年5月5日	69 歳 農業(米)	同居 別居	6666 7777 8888
6 ヨウコ 洋子	祖母	☒ 男 ☐ 女	昭和 29年6月21日	70 歳 □□病院入院中	同居 別居	7777 8888 9999

家庭の状況	ひとり親家庭	左記以外	生活保護の適用の有無	有	無
障害者手帳交付の有無	有	無	療育手帳交付の有無	有	無
特別児童扶養手当受給の有無	有	無	障害基礎年金等受給の有無	有	無

令和6年1月1日の住所	父	阿南市内・阿南市外()
	母	阿南市内・阿南市外()
令和7年1月1日の住所	父	阿南市内・阿南市外(徳島市 万代町 1-1 第5トクシマアパート201号室)
	母	阿南市内・阿南市外()

②教育・保育給付認定及び保育の実施を希望する内容

希 望 期 間	令和7年 4 月 1 日から ☒ 小学校就学前まで ☐ 年 月 末日まで
希 望 施 設 名	第1希望 富岡 二重線 保育所(園)・こどもセンター(理由 家から近いため送迎に便利) 第2希望 津乃峰 保育所(園)・こどもセンター(理由 母の勤め先に近い) 第3希望 橘 保育所(園)・こどもセンター(理由 母の実家に近い)
希 望 認 定 区 分	☐ 1号認定 ☐ 2号認定 ☒ 3号認定
希望保育必要量区分	☒ 保育標準時間 ☐ 保育短時間 ※保育短時間に該当する方が保育標準時間を希望することはできません。

③保育の利用を必要とする理由(下の表の中から保護者の保育の利用を必要とする理由に○をつけてください。)

理 由 分 類	父	母	理 由 分 類	父	母
1-1. 就労(120時間以上/月)	☐	☐	5. 災 害 復 旧		
1-2. 就労(120時間未満/月)			6. 求 職 中		
2. 産 前 産 後			7. 就 学 中		
3. 疾 病・障 が い			8. D V 等		
4. 介 護・看 護			9. その他()		

市記載欄	1.申請者 ☐ 保護者本人 ☐ 代理人(氏名) ※委任状必要 2.本人確認 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ その他() 3.番号確認 ☐ 通知カード ☐ 個人番号カード ☐ 住民票	確認者の印
------	--	-------

5歳 平成31年4月2日生～令和2年4月1日生
4歳 令和2年4月2日生～令和3年4月1日生
3歳 令和3年4月2日生～令和4年4月1日生
2歳 令和4年4月2日生～令和5年4月1日生
1歳 令和5年4月2日生～令和6年4月1日生
0歳 令和6年4月2日生～

申込時に保育所等に入所していない場合は、「なし」を記入してください。

書き間違えの修正は、二重線をひき書き直してください。

12ページ参照
※児童の世帯状況に応じて添付書類が必要な場合があります。

5～6ページ参照

同世帯に妊娠・出産認定終了により、退所した子がいる場合は、お申し出ください。



保育所(園)・認定こども園・小規模保育事業所一覧表



公立保育所

区分 保育所名	定員 (人)	所在地	電話	入所児童年齢	保育時間(延長含む)	特別保育事業実施予定
富岡	106	富岡町トノ町96番地1	22-0136	1～5歳児	(平) 7:30 ～ 18:00 (土) 7:30 ～ 12:15	
寿	20	富岡町寿通108番地	22-7734	生後6か月～2歳児		
本庄	20	長生町平久保60番地	22-7744	生後6か月～2歳児		
長生	45	長生町五反地18番地	22-7335	3～5歳児		
大野	45	下大野町小野74番地1	23-1107	生後6か月～3歳児		
明星	84	上中町中原353番地2	22-0784	生後6か月～5歳児		
中野島	40	柳島町八剣74番地	22-5546	生後6か月～5歳児		
横見	40	横見町長岡東50番地1	22-6701	生後6か月～3歳児		
見能方	45	見能林町東野12番地2	22-0089	1～3歳児		
津乃峰	50	津乃峰町長浜387番地	27-0260	1～5歳児		
桑野	70	桑野町中野202番地	26-0102	1～5歳児		
福井	33	福井町高田117番地3	34-2153	生後6か月～5歳児		
羽ノ浦 くるみ	98	羽ノ浦町中庄なかれ24番地1	44-2178	1～5歳児	(平)7:30～18:00 (土)7:30～17:30	

公立認定こども園

区分 保育所名	定員 (人)	所在地	電話	入所児童年齢	保育時間(延長含む)	特別保育事業実施予定
★宝田こどもセンター	100	宝田町久保田97番地1	22-8099	1～5歳児	(平)7:30～19:00 (土)7:30～12:15	延長保育事業 地域子育て支援センター事業
★橘こどもセンター	90	橘町久保38番地3	26-8800	生後6か月～5歳児		
★新野こどもセンター	79	新野町片山54番地	36-2241	生後6か月～5歳児	(平)7:30～18:00 (土)7:30～12:15	地域子育て支援センター事業
★今津こどもセンター	120	那賀川町今津浦喜来65番地1	42-0720	生後6か月～5歳児	(平)7:30～18:00 (土)7:30～18:00	
★平島こどもセンター	160	那賀川町荻屋370番地5	21-2002	生後6か月～5歳児	(平)7:30～18:00 (土)7:30～17:30	
★岩脇こどもセンター	150	羽ノ浦町岩脇神代地85番地1	44-2278	生後6か月～5歳児	(平)7:30～18:00 (土)7:30～17:30	

私立保育園

区分 保育園名	定員 (人)	所 在 地	電 話	入所児童年齢	保育時間（延長含む）	特別保育事業実施予定
阿 南	110	宝田町今市金剛寺35番地1	22-9558	生後6か月 ～5歳児	(平)7:00～19:00 (土)7:00～19:00	延長保育事業 地域子育て支援センター事業 一時預かり事業
お 山	70	学原町深田55番地1	23-2001	生後6か月 ～5歳児	(平)7:00～19:00 (土)8:00～12:30	延長保育事業 ともだち広場開催事業
阿 南 ひ ま わ り	80	見能林町堤ノ内5番地1	23-1007	生後6か月 ～5歳児	(平)7:00～19:00 (土)8:00～17:00	延長保育事業 一時預かり事業
あ け ぼ の	50	住吉町北久保56番地	23-1163	生後6か月 ～5歳児	(平)7:00～19:00 (土)7:00～17:00	延長保育事業
あ ぎ み	30	羽ノ浦町宮倉羽ノ浦居内48 番地1	44-2838	生後6か月 ～3歳児	(平)7:00～18:30 (土)7:30～18:00	延長保育事業
な か が わ	95	那賀川町原261番地	42-1003	生後6か月 ～5歳児	(平)7:00～19:00 (土)8:00～17:00	延長保育事業 一時預かり事業 ともだち広場開催事業

私立認定こども園

区分 保育園名	定員 (人)	所 在 地	電 話	入所児童年齢	保育時間（延長含む）	特別保育事業実施予定
★はのうら 幼稚園	150	羽ノ浦町宮倉太田40番地3	44-5563	生後11か月 ～5歳児	(平)7:30～18:00	地域子育て支援センター事業
★エクセレント 羽ノ浦 こども園	150	羽ノ浦町中庄やたけ1番地1	24-8351	生後6か月 ～5歳児	(平)7:30～19:30 (土)7:30～19:30	延長保育事業 地域子育て支援センター事業 一時預かり事業

私立小規模保育事業所

区分 保育園名	定員 (人)	所 在 地	電 話	入所児童年齢	保育時間（延長含む）	特別保育事業実施予定
SunnySide 保 育 園	19	富岡町第住町504番地	45-0440	生後6か月 ～2歳児	(平)7:30～18:30 (土)8:00～17:00	延長保育事業
阿南5star インターナショナル 保 育 園	19	宝田町川原15番地5	45-0042	生後6か月 ～2歳児	(平)7:30～19:00 (土)7:30～18:30	
S K Y 保 育 園	19	羽ノ浦町古庄古野神48番地1	28-6030	生後6か月 ～2歳児	(平)7:30～18:30 (土)8:00～17:00	

★→認定こども園短時部あり

公立認定こども園短時部とは

保護者が働いている、いないに関わらず、小学校に就学する前の児童の教育・保育を一体的に行う施設です。また、地域の子育て家庭を支援するため育児相談等の事業を行います。

【対象年齢】 4～5歳児（利用年度4月1日時点の年齢）

【保育時間】 月曜日～金曜日 8時30分～14時00分
（夏・秋・冬・春の長期休暇あり）

※ 私立認定こども園の対象年齢及び保育時間については、各施設にご確認ください。

休園日

1号認定（短時部）	日曜日、土曜日、祝日、振替休日 学年始休業日（4月1日～4月7日） 夏季休業日（7月21日～8月31日） 秋季休業日（10月第2月曜日の直前の金曜日から4日間） 冬季休業日（12月24日～翌年1月6日） 学年末休業日（3月25日～3月31日）
2号認定、3号認定	日曜日、祝日、振替休日、年末年始（12月29日～1月3日）

特別保育事業

多様化する保育需要に積極的に対応するため、保育所等が地域の育児センター的役割を担うよう、各種の特別保育事業を実施しています。16～17ページの一覧表は、令和7年度に予定されている事業内容です（事業の実施については、一部変更されることがあります）。

・地域活動事業

保育所等をととして地域の福祉活動の推進を図るため、高齢者や保護者、児童との交流活動、乳幼児を育てる保護者に対しての育児講座などを開催する事業です。

・一時預かり事業

保育所等に入所していない児童の保護者が、疾病や仕事上の都合等で一時的にその児童の保育ができなくなったとき、保育園において保育を実施する事業です。

【利用申込先】各実施施設

・地域子育て支援センター事業・ともだち広場開催事業

地域の子育て組織活動への支援や育児相談、施設の開放などを実施し、保育所等が育児センターとしての活動を推進する事業です。

認定こども園

認定こども園とは、保護者が働いている、いないにかかわらず、小学校に就学する前の子どもの教育・保育を一体的に行う施設です。また、地域の子育て家庭を支援するため育児相談等の事業を行います。

類 型	実施施設	制度概要
保育所型	宝田こどもセンター 新野こどもセンター 今津こどもセンター 平島こどもセンター 岩脇こどもセンター 橘こどもセンター※	いままでの保育所制度を維持しつつ、4・5歳児クラスに短い時間（基本保育時間8時30分～14時00分）の枠を設定することで、認定こども園として認定された施設です。 ※橘こどもセンターは、令和7年度から保育所型に類型を変更予定です。
幼保連携型	エクセレント羽ノ浦こども園	保育所と幼稚園の機能や特徴をあわせ持つ単一の施設として認定された施設です。 3から5歳児クラスに短い時間（基本保育時間9時～14時00分）を設定しています。

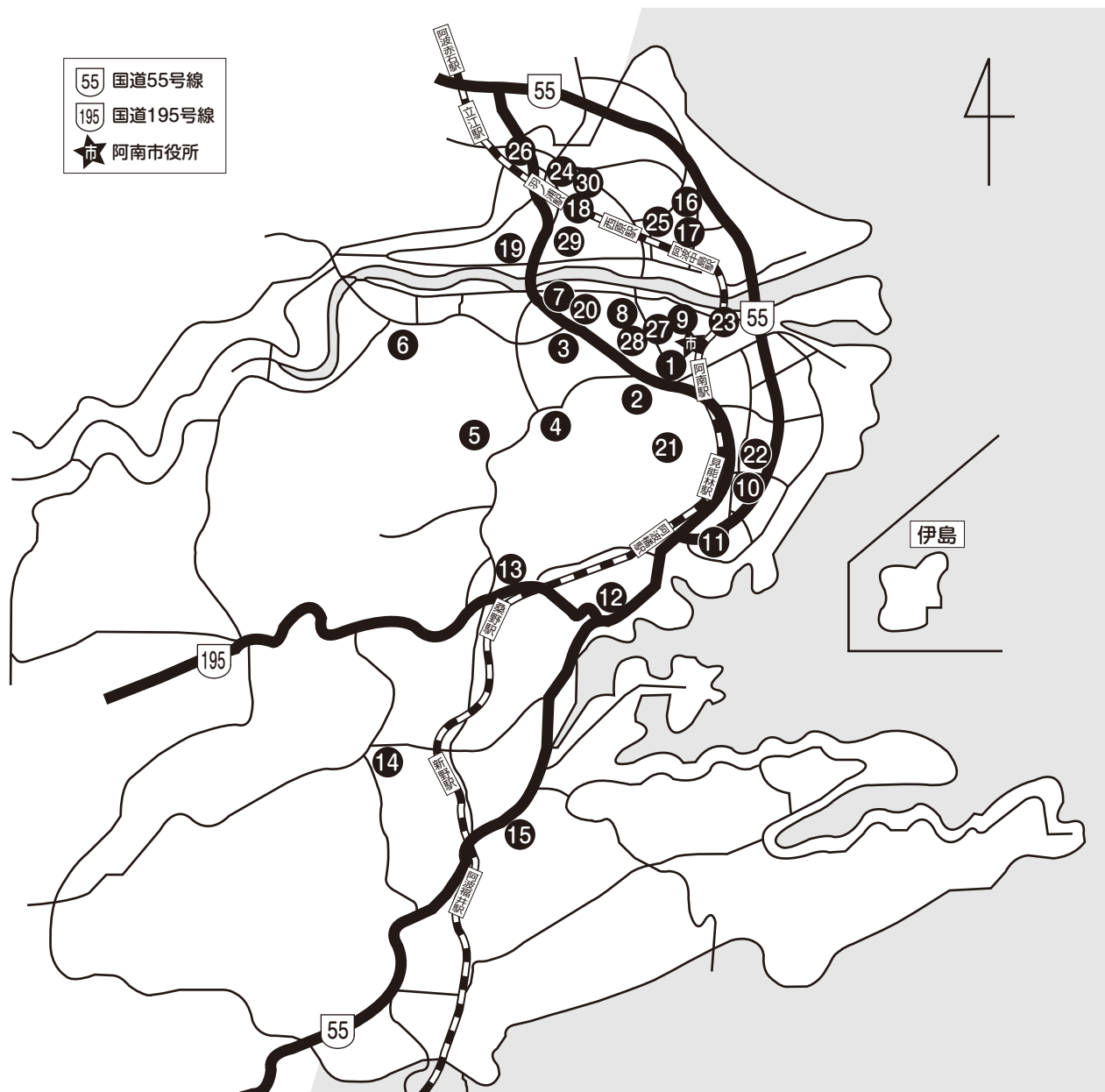
小規模保育事業

小規模保育事業とは、0～2歳児を対象とした定員が6人以上19人以下の少人数で保育を行う事業です。地域の実情に応じた多様な保育を提供し、心身ともに健やかな児童を育成することを目的としています。

【実施施設】 SunnySide保育園、阿南5starインターナショナル保育園、SKY保育園



保育所等の所在地



① 富岡保育所	⑬ 桑野保育所	②⑤ なかがわ保育園
② 寿保育所	⑭ 新野こどもセンター	②⑥ 認定こども園はのうら幼稚園
③ 宝田こどもセンター	⑮ 福井保育所	②⑦ SunnySide 保育園
④ 本庄保育所	⑯ 今津こどもセンター	②⑧ 阿南 5star インターナショナル保育園
⑤ 長生保育所	⑰ 平島こどもセンター	②⑨ SKY 保育園
⑥ 大野保育所	⑱ 羽ノ浦くるみ保育所	③⑩ エクセレント羽ノ浦こども園
⑦ 明星保育所	⑲ 岩脇こどもセンター	
⑧ 中野島保育所	⑳ 阿南保育園	
⑨ 横見保育所	㉑ お山保育園	
⑩ 見能方保育所	㉒ 阿南ひまわり保育園	
⑪ 津乃峰保育所	㉓ あけぼの保育園	
⑫ 橘こどもセンター	㉔ あざみ保育園	

保育所等の入所などについての
ご相談は、各保育所等または下記へ

阿南市こども保育課

☎ 22-1593 FAX23-4200

Eメール：hoiku@anan.i-tokushima.jp

阿南市ホームページ <http://www.city.anan.tokushima.jp>

阿南市トップ>子育て・教育>保育所等入所の申込について